

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-5 指定親会社グループについて</p> <p>IV-5-3 自己資本の充実</p> <p>IV-5-3-3 自己資本の充実の状況等の開示</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-3-2-4-4を参照。</p> <p>IV-5-3-6 早期警戒制度</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 早期警戒制度</p> <p>基本的な収益指標を基準として、収益性の改善が必要と認められる最終指定親会社に関しては、<u>原因及び改善策等について、深度あるヒアリング</u>を行い、必要な場合には法第57条の23に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第57条の19に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p>	<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-5 指定親会社グループについて</p> <p>IV-5-3 自己資本の充実</p> <p>IV-5-3-3 自己資本の充実の状況等の開示</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-3-2-4-4及びⅢ-3-2-5(2)を参照。</p> <p>IV-5-3-6 早期警戒制度</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 早期警戒制度</p> <p>基本的な収益指標を基準として、収益性の改善が必要と認められる最終指定親会社に関しては、<u>以下の①から③の対応等</u>を行い、必要な場合には法第57条の23に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第57条の19に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>① 当局における分析</p> <p><u>収益性のみならず、経営環境やビジネスモデルを含め、リスクテイク・自己資本が現在の状況にある背景・要因を総合的に分析し、最終指定親会社が抱えている課題及びその原因について仮説</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>IV-5-4 流動性に係る健全性 IV-5-4-4 流動性に係る経営の健全性の状況の開示</p> <p>(1) 一般的な留意事項</p> <p>流動性に係る経営の健全性の状況の開示は、連結流動性カバレッジ比率の最低水準及び金融機関の自己管理と監督上の検証を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としており、「金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件」（以下「連結流動性カバレッジ比率開示告示」という。）の趣旨に従って適切に実施される必要がある。また、最終指定親会社は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。特に情報開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更させる</p>	<p><u>を構築する。</u></p> <p>② <u>対話を通じた課題の明確化と共有</u> <u>構築した仮説に基づき、最終指定親会社の自己評価を十分に踏まえながら、当局と最終指定親会社との間で深度ある対話を行い、課題及びその原因を明確化し、共有する。</u></p> <p>③ <u>改善に向けた監督・対話</u> <u>共有された課題認識に基づき、原因への対応も含めて必要な改善対応策の策定を促す。必要に応じて、当該改善対応策の実行状況のフォローアップを行う。</u></p> <p>IV-5-4 流動性に係る健全性 IV-5-4-4 流動性に係る経営の健全性の状況の開示</p> <p>(1) 一般的な留意事項</p> <p>流動性に係る経営の健全性の状況の開示は、連結流動性カバレッジ比率の最低水準及び金融機関の自己管理と監督上の検証を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としており、「金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件」（以下「連結流動性カバレッジ比率開示告示」という。）の趣旨に従って適切に実施される必要がある。また、最終指定親会社は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。特に情報開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更させる</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>可能性のある情報については、その適切な開示に留意するものとする。</p> <p>ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで金融機関の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>IV-5-6 報酬体系</p> <p>IV-5-6-2 報酬体系の開示</p> <p>(1) 一般的な留意事項</p> <p>報酬体系の開示は、「金融商品取引業等に関する内閣府令第208条の26第5号に規定する報酬等に関する事項であって、最終指定親会社及びその子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が定めるものを定める件」(以下「報酬告示」という。)に定められた事項について、市場や投資者等による外部評価の規律づけを通じ、報酬体系が役職員の過度なリスクテイクを引き起こさないことを確保し、金融機関の経営の健全性を維持するという趣旨を十分に踏まえ、適切に実施される必要がある。</p> <p>ただし、公にすることにより金融機関の競争上の地位等を大きく害するおそれのある情報、若しくは、個人が特定され、個人の権利利益</p>	<p>可能性のある情報については、その適切な開示に留意するものとする。</p> <p>ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで金融機関の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。</p> <p><u>(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-3-2-5(2)を参照。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>IV-5-6 報酬体系</p> <p>IV-5-6-2 報酬体系の開示</p> <p>(1) 一般的な留意事項</p> <p>報酬体系の開示は、「金融商品取引業等に関する内閣府令第208条の26第5号に規定する報酬等に関する事項であって、最終指定親会社及びその子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が定めるものを定める件」(以下「報酬告示」という。)に定められた事項について、市場や投資者等による外部評価の規律づけを通じ、報酬体系が役職員の過度なリスクテイクを引き起こさないことを確保し、金融機関の経営の健全性を維持するという趣旨を十分に踏まえ、適切に実施される必要がある。</p> <p>ただし、公にすることにより金融機関の競争上の地位等を大きく害するおそれのある情報、若しくは、個人が特定され、個人の権利利益</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>が不当に害されるおそれのある情報、又は、金融機関の守秘義務に係る情報等については、より一般的な内容の記載に留めるとともに、その理由を記載することで差し支えないものとする。また、報酬告示に定められた事項に該当する事項がない場合には、該当する事項がない旨を記載することで差し支えないものとする。</p> <p>なお、開示に当たっては、グループの規模、業務の複雑性、海外拠点の設置状況、国際的な雇用・報酬慣行の導入状況及び国際的なベストプラクティス等を勘案し、適切な情報開示のあり方を検討する必要がある、報酬告示に定められた事項について、画一的な情報開示が求められるものではない点に十分留意するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(参考) バーゼル銀行監督委員会「第三の柱における報酬についての開示要件」(2011年7月)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>が不当に害されるおそれのある情報、又は、金融機関の守秘義務に係る情報等については、より一般的な内容の記載に留めるとともに、その理由を記載することで差し支えないものとする。また、報酬告示に定められた事項に該当する事項がない場合には、該当する事項がない旨を記載することで差し支えないものとする。</p> <p>なお、開示に当たっては、グループの規模、業務の複雑性、海外拠点の設置状況、国際的な雇用・報酬慣行の導入状況及び国際的なベストプラクティス等を勘案し、適切な情報開示のあり方を検討する必要がある、報酬告示に定められた事項について、画一的な情報開示が求められるものではない点に十分留意するものとする。</p> <p><u>(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-3-2-5(2)を参照。</u></p> <p>(参考) バーゼル銀行監督委員会「第三の柱における報酬についての開示要件」(2011年7月)</p> <p>(2) (略)</p>